

第 170 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 6 年 9 月 18 日（水）10:27～15:03

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 坂越健一内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官、野村知宏内閣府地方分権改革推進室参事官、多田聡内閣府地方分権改革推進室参事官事務代理、小原宏朗内閣府地方分権改革推進室企画官、能勢和彦内閣府地方分権改革推進室企画官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 6 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 22：建築基準法第 86 条に基づく一団地認定区域の区域見直しに係る要件の緩和（国土交通省）>

（大橋部会長）前向きに御検討いただき、感謝申し上げます。確認であるが、今まで一団地認定区域だったところで、一団地認定区域から抜きたい、除外されたいというところについては全員同意が必要ということか。引き続き一団地認定区域となる区域については、特に全員同意を求めないということによろしいか。

（国土交通省）そういう方向で検討している。それに加え、一団地認定区域から除外される区域については、切り離れた後で一団地として建築基準法上問題がないか、また、引き続き一団地認定区域となる区域についても一団地として建築基準法上問題はないかという技術的な側面もある。一団地認定の区域縮小を行った結果、同意の要件とは別にハード面の要件として、引き続き一団地認定区域となる区域が一団地として接道していないような状況であると問題がある。そのため、一団地認定の区域縮小を一律に認めるわけにはいかないが、先ほど申し上げたように、少なからず区域縮小後もそれぞれが建築基準法の要件に適合している事例に限ってということで、対応していきたいと考えている。

（大橋部会長）承知した。この改正を実現していただく場合、例えば社会資本整備審議会など、そういった審議会等での議論や法案の準備等発生すると思うが、スケジュールは具体的にどう考えているか。こちらは一括法案として他の法案と一緒に進めたいと考えているが、そのスケジュールに乗る形で対応いただけるか。

（国土交通省）事務局と相談をさせていただくが、船が出るのであれば同じ船に御一緒させていただければと思っている。

（大橋部会長）承知した。引き続き一団地認定区域として残る区域が条件を満たしているという条件であれば、比較的こういった問題としては取り組みやすいというか、取消しと再認定という複数の手を省略するというような形で、第 1 ステップとして進めていただくと非常に良いと考えるが、早晩、全員同意を必要とする厳しい要件について、そこを少しずつ動かしていくということもあるのではないか。マンションなどの制度では、亡くなった方や行方不明の方を全員同意の分母に入れない等、非常に現実的な対応をとっており、そのような対応が次の課題として出てくると考えるが、ヒアリングされている時にそのような意見は出てきたか。

（国土交通省）地方公共団体にヒアリングをしている中では、そういった御意見はまだ出てきていない。先生がおっしゃる課題は我々も認識しているが、マンションの建替え等の円滑化に関する法律や建物の区分所有等に関する法律は、もともと団体性があるという切り口から入っていることや、老朽マンションの問題、これは空き家問題と同じだが、除却や建替えを進めるというのは外部性のあることである一方で、一団地認定は、一人一人は建築基準法の接道要件を満たしていないけれども、みんなで集まると接道要件を満たしているという制度であり、外部性があるものといえない。一団地認定は制度を活用せざるを得ない状況のため制度を活用している。先生がおっしゃる方向も我々は検討課題だと思っているが、ハードルが高いのかも分からないため、類似例としてマンションなどの制度を参考にしながら色々なことを考えていくものの、少し難しいと思っている。

また、所在不明者等の問題については、引き続き一団地認定区域となる区域について同意を求めないということになった場合、関係なくなると考えている。一方で、一団地認定区域から除外される区域でそのような事

情が起こるかという、除外された側の土地は切り離して空き地のまま放置するというニーズは恐らくなく、何らかの土地利用をすることを考えられる。そうすると、建物を建てるという行為の際に、必ず所在不明者等の問題は発生すると思うが、その際は、財産管理制度を使い、そちらの制度で正しく処理をしてから建替えが行われるということになるのではないかと想定している。したがって、御懸念されている、所在不明者がいて事業が進まないという点については我々も意識したものの、引き続き一団地認定区域となる区域が全員同意不要となった場合、そもそもそういった議論にはならないものと考えている。この辺り、今回の法改正が成就した後も、地方の声を聞きながら考えていきたいと思うが、法制的にもなかなかハードルが高いと想定される場所でもあり、一方で今回の改正によって現実問題はかなりクリアされるのではないかと考えている。

(大橋部会長) 一団地認定区域の区域縮小は、実際アクションを起こそうということがあって始めているが、死亡者や所在不明者については、それを乗り越えたところに出てきている問題ということで、顕在化していないと想定している。しかし、この問題について検討を進めると、次のステップではそういう問題や、さらには全員同意を4分の3同意にする等、先にはそういった要件緩和の問題があるだろう。その中で今回、入り口の部分でニーズがあり、それに対する対応は可能であることを確認できたので、ありがたく思う。

(高橋構成員) 建築協定も同じ整理だということか。建築協定の死者や行方不明者等の取扱いについても分権提案が出されているが、それについても一団地認定区域から除外される区域と同じ整理ということで今は検討しているということか。

(国土交通省) そのとおりである。財産管理制度などを使って対応いただく。

(高橋構成員) 承知した。

<通番 23：特定都市河川の標識の設置に係る条例委任の見直し（国土交通省）>

(大橋部会長) 大変詳細に調査いただいて、この事務の現状というのがよく理解できた。

初めに提案を見たときには、ある程度定型的内容が多いものであり、これに対して条例というのがどれだけ裁量を持たせる必要があるのか、どうなのだろうという気持ちはあったものの、今回調べていただいた結果を見ると、もともと標識が記載すべき必要事項の部分については定型的にならざるを得ないということはあることを前提とした上で、やはり、地域の実態に合わせた事故の問題や、地域の利用状況、周囲の人の取り込みなどということに関して、各自治体の中で裁量を発揮して、様々な問題発見をして、新しい項目を開拓してくださっているという事例も多々見られており、裁量を認めて条例委任するという方式のやり方がうまく機能していることがわかって安心した。そういう意義が認められた中で、せっかく今回このような結果が出たことを踏まえ、こういう活用のされ方をしているのだということを、条例の活用の仕方ということで是非周知していただきたい。特に現在、国土交通省が中心になって進めている流域治水の観点は、市民の人も巻き込んでというようなところが大きく、そういう意味では標識設置基準の条例委任はマッチしていると考えられ、市民を巻き込むことを意識したような工夫もあった。そうしたこともマッチングしたような形で周知をしていただくと、この標識を通じて市民の方々にも伝わっていくという形でうまく循環していくのではないかとと思う。今回、裁量を活用して頑張ってくださいということのメッセージを送っていただくと同時に、今回の貴重な調査結果を情報共有することを是非お願いしたい。周知の具体的なスケジュールや方法についてはどのように考えているか。

(国土交通省) スケジュールについては、なるべく早く周知したほうがいいと思っているものの、最終的には今回の提案についての検討は年内で全体の結論を出すということだと想定しており、準備は進めつつ、その結論が出た後、少なくとも年度内にはしっかりした形で各地方公共団体にも周知をして、取組を促していきたい。

<通番 15：司書教諭の設置義務の緩和（文部科学省）>

(大橋部会長) 八王子市に実態を聞いていただき、それに合わせた対応策を御説明いただいたが、幾つかお聞きしたい点がある。一つは、実態把握についてである。以前のヒアリングから、司書教諭講習修了証の発行数は聞いているが、実際に今、現場で働いている教諭で司書教諭講習を修了している方がどれほどの割合なのかという数字については示されていない。また、今回お示しいただいている司書教諭の属性には偏りがある。例えば、国語の教諭や40代女性という属性に偏っており、その傾向に原因があるのならば、対策も考え得るのではないか。一方で、制度上、司書教諭の設置を義務付けており、図書館に関わる教育が非常に重要ということを前提として、今、司書教諭の有資格者は、どのような教諭でどのような配置であるのか、現場の実態を把握し、

数々の施策を展開する必要性があるのではないかと。八王子市に実態を聞いていただいております、今後は追加共同提案団体にも調査するということが、追加共同提案団体の内訳を見ると、北海道から宮崎県まで、広く様々な自治体から提案が出ているため、今回の提案をベースにして、政策を打たれる前提となるエビデンスやファクトをきちんと把握いただくことが必要であると考えているが、その点はいかがか。

(文部科学省) 我々も実態はある程度は把握したいと考えており、今回御提案いただいた追加共同提案団体の12団体については、現在、調査を実施しているところである。一方で、全国の都道府県や市町村に対して調査を実施するとすると、現場の負担は多大なものとなる。12団体の様子を見て、需給状況でかなりギャップがあるなど、そのようなことがあれば、調査の実施を考えたいが、今、教員の働き方改革も非常に重要で、学校で一番負担になっていることがアンケート調査である。そのため、我々も新しい調査を全国一斉にやるというのは、かなり控えている実態がある。今回、サンプリング調査をしているので、結果を踏まえ、考えていきたいところ。

(大橋部会長) 完璧を期すつもりはないが、先ほども申し上げたように、全体像として、男女比の割合や40代・国語の教諭へ偏る傾向がある中で、実際に現場で働く教諭のうち、どのくらいの方が司書教諭講習を修了しているのかなどが見えてくると方策も立てやすいと思うため、そのようなことをお願いしたい。また、今回、具体策を出していただき、講習機会の拡大等を大学に働きかけ、前向きな声を得られたようなので、是非進めていただきたい。そのような取組みというのは、今回お声がけした幾つかの大学を見て、さらに発展的に広げていく計画はあるのか。

(文部科学省) 今回、前向きに取り組んでいただく大学については、優良事例のような形で他の大学にも紹介し、取組みを促していくことを考えたい。

(大橋部会長) 是非お願いしたい。また、今回の提案は、学校図書館教育について疑問があるということではなく、現役教諭の修了者の層は40代が中心である等の偏りがあり、教諭の人事配置の際には、司書教諭以外の職務との兼ね合いが大変であり、その解消を求めるという内容でもあるため、司書教諭の話でありながら、教諭の業務負担や業務分担の在り方について、半分足を踏み込んでいるような提案である。具体的には、司書教諭になった教諭が学校の中で重責を担いながら、もう一つ頑張って司書教諭もやるのは非常に大変であるため、例えば司書教諭ではない他の資格の方がお手伝いするような形態を考える等、何らかの負担軽減策のアドバイスのようなこともしていただくと、司書教諭の人数増大が実現するまでの過渡期をうまくしのげるのではないかと。その点について、何かアイデアや検討はあるか。

(文部科学省) 司書教諭の持ち授業時間数の軽減については、これまでも何度か負担軽減のお願いの通知を发出してきているので、引き続きそういった働きかけをやっていきたいということと、学校司書が専属の配置ではなく、複数校を掛け持ちの場合があり、そのしわ寄せが司書教諭にきてしまっている部分もある。学校司書の配置の促進なども、引き続き促していきたい。

(大橋部会長) 職免措置のように、司書教諭に係る環境を整備していただくと、負担軽減になると思うため、引き続き、司書教諭の業務負担の問題について検討いただくとありがたい。

(高橋構成員) 教科の学習指導要領を見ると、学校図書館の利活用が位置づけられているのは、共通部分以外はすべて国語である。教諭側としては、国語の方がこの資格を取るというのはそのようなインセンティブがあるからという理由だと考えられる。結局、八王子市でも国語の方が多い理由はそういう点が考えられる。そうすると、他教科の方が司書教諭になるということもきちんと位置づけて働きかけをするというのは非常に重要だと思う。司書教諭を置く際、司書教諭講習を修了していない国語の若い教諭しかいない学校では、本来は経験年数のある教諭を校務分掌の役割に入れたいのにも関わらず、経験年数があり、かつ司書教諭講習を修了している教諭であれば、その方を司書教諭に充てざるを得ない。結局、校務分掌上の学年主任や指導主事の人事が滞ってしまうというのが八王子市の話だと思う。繰り返すが、そのような背景の中で、他教科の方が司書教諭講習を修了するような意識的な働きかけを文部科学省として是非やっていただきたいが、その点はいかがか。

(文部科学省) 確かに、学校図書館というと、親和性のような観点で、国語の教諭が司書教諭講習を受講することは実際にあると思う。一方で、これから課題解決型の学習や調べ学習をやっていく際、例えば、理科などの教科の教諭にも司書教諭講習を受講してほしいと思っている。他教科でも学習を進めていく上では、学校図書館の役割というのは非常に重要であり、他教科の教諭にも受講してもらえるような働きかけを地方公共団体にも行っていただくよう伝えていきたい。

【補足】学習指導要領に学校図書館の活用が記載されている教科等

小学校：総則、国語、社会、総合的な学習の時間、特別活動

中学校：総則、国語、社会、美術、総合的な学習の時間、特別活動

(高橋構成員) 司書教諭の必置規制を維持する以上は、自治体の学校の人事構成を縛ることになるため、支障が生じないように、文部科学省として、政策誘導的に他教科の教諭が受講するインセンティブができるような何らかの働きかけをするということは必要かと思う。

(文部科学省) 通知や会議を通じて、促していきたい。

(大橋部会長) 学習指導要領を見ると、学校図書館の利活用は、国語に限定したものではなくて、科目横断的に位置づけられているのだとすると、やはり様々な教科の教諭が入って、例えば、理科の教諭が学校図書館の利活用を教えるとかということも大事になってくるのではないか。そうであれば、教職課程の中での単位の在り方が重要で、司書教諭講習修了者が国語に偏らないよう見直す必要はないのか。

(文部科学省) 教職課程の必要な単位数や科目の在り方については、別途これから議論を始めようとしているところ。その中でこういった視点にも配慮をしていきたい。

(大橋部会長) 司書教諭講習修了者が国語の教諭中心となる制度的な誘引みたいなものがあるのだとしたら、そこは見直していく必要があると感じた。科目横断的な図書館教育というのは大賛成なので、それを進める上で偏りが出てしまっているところについては、その点が是正されると、先ほど言った教諭の業務負担も緩やかになると思うので、是非見直しのときにはその辺りも含めて検討いただきたい。

(高橋構成員) 繰り返すが、学習指導要領を見ると、各教科の到達目標などの位置付けは国語にしか書いていない。共通部分には書いてあるが、学校図書館を活用するという内容は国語にしか書いていない。だから、理科の教諭にもやってもらいたいのであれば、理科でも学校図書館を活用することを学習指導要領の中に書いておくということも一つの方法ではないか。その点は文部科学省の専門の教育課程の話であり、司書教諭の必置規制を維持したいのであれば、国語に偏らない形での組織的な対応というのを是非やっていただければありがたい。

(文部科学省) そうした意見があったということ踏まえて考えていきたい。

(高橋構成員) 強要する気はないが、そのような視点もあるので考えていただきたい。

(文部科学省) 検討させていただきたい。

(大橋部会長) それでは、ヒアリングは以上とする。

<通番 14：中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直しについて（厚生労働省）>

(大橋部会長) 今回の提案に対して、2次回答で「離島等相当サービス」を代替案として御提示いただいたと受け止めているが、ただ、やはりいろいろお願いしなければいけない点がある。幾つか申し上げると、まずこのサービスは全然知られていない。厚生労働省が実施した令和元年度の「離島等相当サービス」に関する調査研究事業などを見ても、内容や手続きを把握していないという保険者が約65%という数字が出ている。一般に知られていない仕組みなので、まずこれを使ってくださいという形での大々的な宣伝を行ってもらう必要がある。実施保険者が全体の1.8%とすごく利用が少なく、少ないのはやはり少ないなりの理由があると思う。市町村が基準を作ってくれればすぐ使えるという話であるが、ただ、離島や中山間地域の市町村は、行政能力とかマンパワーという点からすると、決して強くないところもある。逆に言うと、基準策定などについて習熟していない、マンパワーが潤沢ではないところをお願いするというのがすごく高いハードルになっている。

今回は都道府県レベルで出てきた提案だが、「離島等相当サービス」で受けるということになると、実際に汗をかくのは市町村で、体制が弱くて忙しくて人手がないところに汗をかかせるというのは、違うところにしわ寄せが行ってしまうような気がするので、市町村を支えるための手当を一緒にしていただかないと使えないのではないか。

名前が離島等となっていることについて、先ほど説明があったように、中山間地域も入ることだが、ネーミングからして本当に入るのかという疑問が湧くので、これは名前を変えていただきたい。確かに中山間地域が振興山村として入っているところもあるが、提案のあった鳥取県などを見ると、中山間地域でも入っていない地域もある。もしこれを今回の提案の代替案でということにするならば、中山間地域が対象地域となる手立てを柔軟に考えていただかないと、これは使えないのではないか。

また、自治体にいろいろ聞くと、「離島等相当サービス」では特別地域加算などの報酬に関して定かでなく、

これに伴う利用者負担軽減措置事業実施要綱の中に、「離島等相当サービス」については明確な記載がないという声もある。実施事業者に赤字が出てしまうので、自治体の中には特別地域加算分を一般財源から支出しているという話もある。「離島等相当サービス」について、対象サービスとなるものがあるならば要綱改正などにより明確に示していただきたい。まとめると、「離島等相当サービス」を今のまま使っても、今回の提案の代替策にはならない。柔軟化なり工夫を認めていただけるような改良版「離島等相当サービス」であれば、今回の提案に対しての代替案としてこちらを受け止めさせていただきたい。

最後に、複合型サービスはまだこれからの話なので、今回は実際に実害が出ていますということで出ている提案で、待たないだとすると、これでは少し時間がかかり過ぎる。是非「離島等相当サービス」についてお願いしたい。また、これは実際に「離島等相当サービス」の内容や手続きを把握している保険者の数が伸びないと、経年でフォローアップをやっても、また次年度、次々年度に議論しなくてはいけないという問題が出てくるので、できたら入り口のところで「離島等相当サービス」の現状で、今申し上げたところは明らかに今回の提案とはずれている部分なので、そこを埋めていただくことはお願いできるということでもよろしいかどうか、そこが一番気になっている。

(厚生労働省) まず、もちろん国民の間で「離島等相当サービス」というのを知っているかと言えば、恐らく知らないと思うが、介護、福祉のプロの世界の中で市町村、都道府県、それから、事業者は知っているの、そういう意味では、国民に知られているかどうかというよりは、むしろ担当者がプロフェッショナルとして制度をどれだけ認識されているかということになる。

その上で、まさに都道府県の支援が重要だと思っており、毎年、都道府県の担当者を集めて、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議というのを開いている。毎年、「離島等相当サービス」については紹介している。制度の周知を図り、それから、離島・中山間地域等において活用が可能な施策や介護サービスの提供体制確保に積極的に取り組む自治体の事例をまとめた手引きやヒント集、ガイドブックの作成、周知を行っている。

それから、なぜ自治体において「離島等相当サービス」が実施されていないのかという理由を調査したところ、そもそも事業所から要望、相談がないという理由が多かった。ただ、もちろんどちらが先かという問題もあるので、事業者側からの把握も必要だが、都道府県に周知しているように、自治体から周知することも必要だと考える。

また、対象地域に該当するのかというところで、鳥取県においては、具体的に、例えば岩美町、若桜町、智頭町、三朝町、南部町、日野町、日南町、江府町は振興山村ということで対象になるわけで、日吉津村は今回の基準では対象にならない。例えば徳島県で言えば、勝浦町は入らないが、上勝町、神山町、佐那河内村は振興山村ということで対象になる。また、例えば山形県においても、戸沢村とか大蔵村といったところが振興山村の対象になるということで、基本的には対象地域になっているのではないかと思いますので、制度を是非活用していただきたい。

それから、名称については介護、福祉のプロフェッショナルの中で結構知られている名前ということもあるので、直ちにこの固有名詞を変えるのが、いいのかどうかということはある。少なくとも、「離島等相当サービス」と言ったときに、説明として離島や中山間地域等が対象になるということをしちゃんと記載するとか、口頭で説明するとか補足するとかして、離島の人だけのことではないということを御理解いただけるようにきちんと説明をしていきたい。

そのほか、いただいた意見についてはしっかりと検討してまいりたい。

(坂越室長) 説明いただいた「離島等相当サービス」の普及が重要という認識はずっと厚生労働省も持たれていて、令和元年度に調査研究事業でかなり調べられて、アンケートも取って、その結果で問題意識が出ていて、その後、多分いろいろ対策を取られたのではないかと思います。蓋を開けてみたらまだ1.8%の保険者しか実施されていない。やはりこの5年間はこういうふうなことに取り組まれて、その結果はどうだったのかと思ってしまふところがある。今後周知していくという御説明だったが、令和元年以降の5年間と同じような状況と変わらないかもしれないという危惧もあり、当室で自治体に聞いてみると、やはり報酬制度が大きな話で、採算が取れないから事業者は手を挙げられない。むしろ市町村よりも事業者のほうがよく知っているけれども、採算が取れないから手を挙げない。事業者に言われて市町村が気づくことも多いと聞くので、結局、採算部分が大い。他にも部会長が言及したことは、自治体も言っていたので、それは対応する必要があると思うが、特に採算の話、報酬の話が大きいと思う。

部会長が言っていた、特別地域加算や利用者負担軽減措置事業において、「離島等相当サービス」には適用

されていなくて、特別地域加算については、自治体の中には一般財源で補完しているという実態があるので、これが自治体の重荷になって参加する自治体が少ないという背景があると思う。報酬関係を整理するならこの2つを対象にする必要があるかと思っている。ただ、申し上げた話は、おそらく厚生労働省も既によく御存じだったのでと思うが、これから直ちに対処していただきたいと思っている。

それから、プロフェッショナルな世界ではよく認知されているという話についても、令和元年度の調査では約65%の保険者が、「離島等相当サービス」について内容や手続を把握していないというのが一番大きい割合だという分析結果に表れていて、実際に実施保険者の多くが離島の市町村になっているというのが実態としてあるので、名称を変えるのが、本当は一番いいと思うが、それが難しいということなら周知の在り方を工夫していただく必要がある。

それから、過疎地域は多くが対象になるということだが、厚生労働大臣が定める地域は、実際に自治体の申請がなければ厚生労働省からの告示に載らないわけで、対象地域になることを知らない市町村もあるのではないかなという気もしているので、そこも周知の在り方等を工夫していただく必要がある。

(厚生労働省) 御意見は受け止めさせていただき、基本的には、毎年、都道府県を対象とした課長会議で周知をしているものが、その後市町村に伝わっているかというのは分からないので、きちんと都道府県から市町村にも伝えてくださいと、今後、都道府県にしっかり伝えていく必要がある。

それから、対象地域については、各地域の実情に応じて基準を定めていただく必要があるので、もちろん様々な規模の市町村はあると思うが、やはり市町村の実態を一番把握しているのは市町村ということで、そこでしっかりと事業者との意見交換などをしつつ、制度についてもどういう制度がふさわしいのかということを実地の実態に基づいて実施していただきたい。なかなか国が代替するというのは難しいものなので、各市町村において地域の実情を踏まえて実施していただくということが一番いいと考えている。

先ほどの特別地域加算について、これは「離島等相当サービス」においても市町村が報酬を定める際の算定対象になるということなので、何か不利ということはない。そのほか、市町村が具体的にどういうふうを考えているか、どういう認識なのか把握していない部分はあるが、特別地域加算が算定対象になっている。また、離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額の軽減措置事業についても、特別地域加算に関するところの低所得者の利用者負担額の1割を軽減するというので、通常10%の利用者負担を9%に軽減するというので対象になっている。市町村がどういう認識でどのように実施しているのかというのは、整理して、状況を確認したい。

(大橋部会長) 費用のところはすごく大事な点で、これがネックになっているという話もある。「離島等相当サービス」を推奨する上では、すごく大きい問題だと思う。だから、やはりそこをはっきりしていただきたい。

私どもは「離島等相当サービス」を抜本的に見直して欲しいということを行っているのではなくて、今回の提案にあるような中山間地域のところに「離島等相当サービス」を使ったらどうかということだとすれば、話にあったところがネックになっているので、そこはしっかり対応があるということを確認できれば、この部会としては非常にありがたいが、いかがか。

(厚生労働省) もちろん報酬体系というのをもさることながら、周知がきちんとされているかどうかということも含めて、しっかりと努力をしないといけないと考えている。我々としては直接となるのは都道府県の担当課長会議であるので、しっかりと周知をしたい。そこから市町村にもきちんと情報が伝わるようにということと、市町村においてそれぞれの地域の実情に応じた規定を定めていただくということで、こういった全ての車輪がうまく回るように我々も努力していきたい。

(高橋構成員) 名称はすごく大事で、「離島等相当サービス」と言われると、離島を持っていないところは、自分とは関係ないのではないかなと思う。パンフレットをもらったって見ないですぐ捨ててしまうこともあるかもしれない。「離島等相当サービス」という名前が分かりにくいので、中山間地域とか過疎地域とか、パンフレットなどでも表紙のところに書いていただいて、自治体の担当者が興味を持てる形で宣伝するとか、いろいろやっていただかないと、今のやり取りでも自治体の方に徹底していないというのは明らかだと思う。工夫していただきたいということと、適用の範囲の話も、結局、鳥取県の中山間地域は、ほとんど県の全域にわたっている。鳥取県自体が全県として、訪問介護事業所の運営が難しい中で、一部しか対象地域になっていない。今回の提案に対応するのであれば、かなりの市町村が厚生労働省の告示に入るといった状況を作っていただかないと、これは代替の案にならないのではないかなと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 町村につきましては、先ほど申し上げたとおりの地域が対象になる。対象とならないのは例えば

- 鳥取市とか倉吉市、米子市、境港市、これは市なので、町村には、是非御活用いただきたい。
- (高橋構成員) 合併して周辺市町村を取り込んでいるわけで、鳥取市が入らないのだったら、鳥取市に合併された旧町村には及ばないという話になるのではないかな。
- (厚生労働省) 様々な法律で、豪雪地帯や過疎地域などが決まっているので、まず満たしているかどうかというところで、満たしているものの中であれば、我々としても対象地域とするということ。
- (坂越室長) 対象地域は市町村単位ではないのか。市町村の中でも一部が過疎地域のところがあるから、市町村の中の一部の過疎地域を対象地域とできるのではないかな。
- (厚生労働省) まさに自治体から要件を満たすものについて御要望いただければ、我々が対象地域としているということ。
- (高橋構成員) 申請主義ではなく、客観的に可能ならば、厚生労働省で認定して一括に告示することはできないのか。
- (厚生労働省) 御質問のとおり、合併して都市部と旧町村部が一緒になって、その市は全部とすると、旧都市部が対象になる。そうではなくて、この合併した市町村のうちまさに過疎の部分については、御要望をいただければ対象地域としているということ。
- それから、先ほど高橋構成員からいただきました提案について、介護人材確保にお悩みの離島や中山間地域に関するパンフレットを御覧いただくと、まさに表紙に離島だけでなく中山間地域というのでも載せている。
- そして、ページを開いていただくと、特別地域加算ということで、離島など一定の地域にある事業者が行う訪問系のサービス等は、サービス費用の15%が加算されるとパンフレットに書いてある。
- それから、特別地域加算に係る利用者負担軽減についても、市町村の判断により利用者負担の一部を軽減することができるということで、パンフレットの表紙にも中山間地域と書いた上で、中身もきちんと説明をさせていただいている。
- (大橋部会長) 今回の提案の代替案として出てきたもので、対象地域については、厚生労働省の告示があって、ここに実際に地域名が上がっている。中山間地域では、対象地域となっていないところもまだある。利用者負担軽減措置事業実施要綱には利用者負担軽減措置について書いてあるが、そこに「離島等相当サービス」という記載がない。今回の提案に合わせて見直していただけるのか。現状が前提だということだと、結果的に代替案にならない。
- (厚生労働省) 我々としては、しっかり周知を図りたいと考えている。
- (大橋部会長) 制度を周知しても、対象地域になると思っていなかったら実施しないのではないかな。
- (坂越室長) 今まで一生懸命周知されたのはよく分かったのだが、その結果が1.8%なので、やはり周知をこの後さらに輪をかけて一生懸命やっても、周知だけではそんなに状況は変わらない。何がネックなのか聞き取りや実態調査などをして把握していただいたら、自治体に聞いたら上がってきたのが先ほどから指摘している話なので、多分そういう声が多く上がってくる。何らかのネックがあるから使われていない。それを解決していただかないと、周知だけでは状況は変わらないと思う。
- (厚生労働省) まさに地方分権で、各市町村が実態を踏まえて、まず規則を制定していただく必要があり、我々にできることは周知をして、ハンドブックも作り、このような制度があると伝えていく。その上で活用いただくかどうかというのは市町村の判断であり、しっかりと周知に努めてまいりたい。
- (大橋部会長) 活用すると言っても、代替案として活用できるようにしていただきたい。当初の提案でお願いしますと出したところ、こちらの違うサービスを使ってくださいと言って出てきたが、実施保険者が全体の1.8%という非常に未利用のもので代替して欲しいと言われても、本当に代替案になるのかというのは、提案団体に対して非常に説明しにくい。
- ネックになるようなものを具体的に申し上げている。このままの制度で周知と言っても、変わらない。変わらなければ、今回の提案に対しての代替案にならない。そうすると、今回の提案については振り出しに戻って最初のところで認めていただくかどうかという話にしかならないので、「離島等相当サービス」を代替案で出されるのならば、きちんと見通しがつくような形での対応をいただきたい。
- (高橋構成員) 事務局とよく折衝していただいて、事実関係をはっきりさせていただきたい。例えば利用者負担軽減措置事業実施要綱に「離島等相当サービス」と書いていないと駄目だと思うのは普通なので、事実関係は事務局との間で把握していただいて、その上で、自治体が今回のような理解ということだと、周知を一生懸命されてきたのはよく分かるが、実際には活用されていないという状況がある。それをどうやって克服するかと

というのは事務局と相談していただきたい。また、どうやったら市町村に周知が行き渡るのかということと、自治体から要望を出さないと対象地域としてもらえないという話は、厚生労働省として、該当地域をはっきりしてもらって、対象地域となることを見て事業申請するという制度にしていっていただきたい。地方自治だから国は待ちますということでは、実際に困っているところの住民はサービスを受けられないという話になる。厚生労働省として出るべきところは、しっかり出ていくという姿勢で臨んでいただきたいと思うが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 今日いただいた御意見を含め、事務局も含めてこれからよく検討してまいりたい。

(大橋部会長) 検討の結果を、事務局と詰めていただいて、それで事務局から報告を受けて、今回のこの提案に対しての代替案になるということが確認できれば、閣議決定のほうに向かっていただければと思うのだが、回答を受けて、やはり代替案にならないということであったり、中身について問題があるようであれば、3次ヒアリングという形で場を設定させていただき、確認もさせていただくので、よろしく願いたい。この14番はほかによろしいですか。それでは、どうも長時間ありがとうございました。

<通番2：補助金申請システム等に係る利便性及び検索性の高い機能の整備（デジタル庁）>

(大橋部会長) Jグランツにおいて事業者向け補助金の搭載を優先するという基本的な性格は維持されるのか。また、Jグランツへ優先的に搭載を進める補助制度の5要件を見直すようお願いしたが、検討結果を御教示願いたい。

(デジタル庁) 事業者向け補助制度については、事業者の利便性向上や申請審査側の効率性を高めるといった観点も考慮し、電子申請対応を原則化するという閣議決定があるため、まずはそれに基づいて対応しているところ。

ただ、今般いただいた要望も踏まえて機能拡充をしていく方向で、地方分権改革推進室の力も借りながらしっかり対応してまいりたい。デジタル庁としては、事業者向け以外の補助制度の申請についても電子化をなるべく進めたいというところにおいて全く方向感に違いはないと考えている。5要件については、Jグランツに掲載するための要件ではない。採択件数が100件を下回る補助金を既に搭載している自治体もある。5要件は、電子申請対応による効果が大きいと考えられる補助制度から優先的に搭載することを各省庁にリクエストするために重要なポイントだと考えているもの。5要件を満たしていなかったからといってJグランツに掲載されないということは全くない。むしろ、今回の御要望も踏まえ、地方分権改革推進室と連携し、各省庁に対して5要件に該当しない補助制度も搭載を求めていきたいと考えている。5要件というのを過度に強調すべきではなかったと反省している。

(大橋部会長) 補助制度の5要件と聞くと、やはりこれが条件のように見える。特に、審査経路に地方公共団体を含まないということになると、地方公共団体が介在しているようなものが落ち、採択件数100件として採択件数で落としても、自治体から先の受益者はもっと多いため、100件というのは必ずしも補助金の社会的な影響範囲とは一致しないところもある。そのような観点で見ると、5要件は誤解を受けやすいので整理いただくことが必要。自治体を含む広い補助金の搭載システムだという性格であるはずが、事業者向けの性格が残っていると思われるが、精査しているか。

(デジタル庁) 「審査経路に地方公共団体を含まない」という要件については、補助金をJグランツに掲載するための要件ではない。デジタル庁から各省庁に対し、補助制度のJグランツへの搭載作業を促すためのものであって、5要件に当てはまらなくても当然早く搭載してほしいというのがもともとの方針。「審査経路に地方公共団体を含まない」というのは、セキュリティ上の理由により、インターネットにシステムが直接接続できない地方公共団体もあり、審査経路に地方公共団体を含めることによってむしろインフラ対応の調整に時間を要し、早急な搭載ができないということを防ぐために、あえて要件を設定しているもの。そのため、現実として既にこういったインフラを整え、Jグランツを御活用いただいている自治体もあるため、デジタル庁としてはしっかり周知をして、自治体にも広くお使いいただきたいと考えている。

(高橋構成員) そのような説明であれば、5要件は事業者向け補助金の搭載を積極的に進めていただくための要件だということを明示していただいた上で、地方公共団体関連の補助金の搭載を促進するための要件を出されたほうがいいのではないか。

(デジタル庁) 今いただいた御指摘や、今回の自治体からの御要望を踏まえ、例えば前回御指摘いただいた4つの交付金についても是非搭載を検討してほしいということは明確に各府省にも申し上げたい。

(高橋構成員) その点については事務局と、地方公共団体向け補助制度の搭載を促進する要件について詰め、そ

の内容を明示することで対応してもらえるか。是非そのような要件をつくってほしい。

(デジタル庁) 承知した。自治体向けの要件をつくるということはよく御相談させていただきたい。

(大橋部会長) Jグランツに搭載する補助制度について、自治体向け補助制度を含めるということであれば、そちらに向けた要件をしっかりと書いていただきたい。また、網羅性を求めてほしいと提案団体から言われており、網羅性がないと検索性も上がらないという御指摘を受けているため、そこについての考え如何。

(デジタル庁) 財務省主計局の御協力をいただき、補助金のデータベースを整備しており、そこには交付金も含む補助金データが入っている。現在はその情報をアップデートして最新のものにするという作業に鋭意取り組んでいる最中であり、補助金データベースの充実・拡充を通して網羅性を満たしていくということに早期に取り組んでまいりたい。補足として、もともと御要望いただいているのは、自治体が利用しやすい補助制度を簡単に検索できるようにしてほしいという内容と認識している。検索については、この補助金等検索ツールを、Jグランツの検索機能強化に資するように整備し、事業者向け、地方公共団体向け問わず全ての補助制度を自治体がJグランツで検索できるようにしていく。検索結果のリンク先のボタンを押すと、Jグランツでの申請に未対応であっても、各省庁のウェブサイトや申請システムに移動し、申請できるような形を考えている。検索から申請までがつながるような形にしていきたいと考えているので、御理解いただきたい。

(大橋部会長) これは提案募集の仕組みなので、年末の閣議決定や一括法案のスケジュールに乗るという認識で話を聞いていた。5要件の見直しや自治体向けの補助制度をまとめていただくというのも、その枠の中でやっていただけると理解しているが、検索ツールの運用開始もその中にはまるのか。または、もう少し時間がかかる話なのか。

(デジタル庁) 補助金等検索ツール自体は順次整備作業を進めており、検索先となる補助金のデータベースに登録されている内容のアップデートを各省にお願いしているところ。今年度中にそれが完全にできるかということ、補助金の制度も数多くあるため、そのアップデートにはもう少し時間がかかる。完全に精緻な状態にするにはどうしても時間がかかるため、タイミングを計りつつ、地方公共団体にも検索機能を利用していただけるようにはしたいが、今年度中は難しい。

(大橋部会長) 提案団体にも説明しなければならない。スケジュールや見通しを事務局にお示しいただけるとありがたい。

(デジタル庁) 承知した。先にも申し上げたが、特に4つの交付金について御要望があるため、そこを優先的に搭載できるよう、デジタル庁から所管省庁へお願いさせていただく。可能な限り早期に対応していきたい。

(勢一部会長代理) 初めからフルスペックではなく、段階的にアップデートされるのであれば、現状何が搭載されていて、何が搭載されていないのかというのが自治体で簡単に確認できるような部分を加えていただきたい。

(デジタル庁) 承知した。作業自体、各省にデータベースの更新をお願いする形になる。更新が終わっていない箇所や不十分な箇所は自治体にも分かるよう、配慮してまいりたい。まさにそれをやるために関係省庁連絡会議をデジタル庁で設けており、ダッシュボード管理的なことができればと考えている。そこで課題を抽出し、そのような情報も含めて自治体に御提供できるようにしたいと考えている。

(高橋構成員) 補助金の制度設計が終わるのは予算要求の後だという認識。政府予算が決まれば補助金の制度設計が決まる。

(デジタル庁) 基本的な骨格は年末の段階で提示されて、国会の御審議をいただいて成立した後に、具体的に執行する。並行的に交付要綱等の作成を進めることが多い。

(高橋構成員) 大体そのようなサイクルで回っていくと思うが、それに合わせたアップロード作業をルーチン化させていくということは考えているか。

(デジタル庁) 御指摘のサイクルは当然我々も認識している。それに合わせて検索ツールを使えるよう、なるべく間に合わせたいと考えている。

(大橋部会長) 補助制度の活用実績や、補助金にまつわる様々な情報、Q&Aのようにやり取りした履歴など、これから利用しようという人が一つの手がかりとして補助金について知ることができるような仕組みの構築は考えているか。

(デジタル庁) まずJグランツの中でどこまで対応できるか、補助金のデータベースに何を盛り込むかということも含めて検討を進めている。希望を満たすような補助制度をAIがピックアップして、プッシュ型で情報提供する機能などを含め、御要望を踏まえて検討したい。

(大橋部会長) 自治体が利用するほど、感想とか要望が出てくる。それを踏まえながら少しずつ進化していくよ

うな仕組みだと思うが、利用者の意見を聞く窓口というのは用意しているのか。

(デジタル庁) 各自治体と国との間のコミュニケーションプラットフォームとして「共創プラットフォーム」があり、これを活用している。本件についても自治体から様々な御要望等を伺うようなこともあり、「共創プラットフォーム」での御意見等も踏まえて、関係省庁と連携してJグランツの機能拡充に取り組んでいきたいと考えている。

<通番 18：家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること（農林水産省）>

(大橋部会長) 第2次回答にて、家畜防疫員のみには殺処分の可否を判断する責任を負わせることとなる点については、法令の要件に基づいて執行するのであれば、家畜防疫員に責任転嫁をするような話ではないのではないかと。文化財保護の観点からは、一般的な話なのか。

また、家畜以外の飼養動物に対する殺処分を実施するまでの間には関係部局との調整に時間を要することが想定されるとある点については、日本の場合は、厳しい措置を取るときほど慎重に調整をする行政文化はあるが、他方で、いろいろなリスクに対して、調整よりは躊躇なき執行というのを念頭に置いて、マニュアルを作るところもある。調整に時間を要することは、防疫としてせっぱ詰まったときには、できない理由にはならないのではないかと。

まん延のおそれは少ないという前提で話があったが、今回のアンケート結果を見ると、やはりまん延のリスクはあり、自主的な殺処分の措置を行っている事例が認められる。これを一番フォーマルにやろうと思えば、前回からお話ししている殺処分という形でのやり方だと思うが、それを選ばないとしても、自主淘汰をお願いすることができる根拠がないのだとすると、それは現場としてはやりにくいと思う。そのため、自主淘汰を要請できる何らかの足がかりは、最低限必要だと思う。

それが、現行法の中でできるということを確認していただくことが大事だと思う。今回の回答は、それを通知にて明記いただけるということであるか。

(農林水産省) 御指摘のとおり、アンケートの結果を踏まえると、そういうリスクがあって実際に苦労したということもある。どういう場合であれば、動物園で飼っている動物でも家畜にかかるリスクが高いのかを詰めた上で、どういう場合に殺処分をしなければいけないか、どういう場合であれば殺処分をしなくてもよいのかというのが明確になるように通知でお示しできればと考えている。

(高橋構成員) ごく限定的な話であるが、天然記念物や外交問題のような観点がある場合について、所有者に殺処分の判断について責任を持たせるというのは、職員よりもっと厳しい選択を迫ることになるのではないかと。その点はどうなのか。

(農林水産省) 飼われている鳥の種類や飼い方の状況によっては、治療をすることも十分に可能だと思う。実際に治療している事例もある。まん延防止措置をしっかりと取った上で、貴重な鳥であれば治療するというだけでもよいと思う。

そこは、家畜に感染するリスクの大きさと、種としての重要性のバランスの中で決まるものだと思う。私も、家畜に感染するリスクが非常に高い場合は、こういう場合は殺してくださいと要請をしてくださいという通知は出すけれども、そうではない場合は、ほかの選択肢も取ってしかるべきだと考えている。

(高橋構成員) それを前提にして、最後に処分するかしないかのぎりぎりの判断を所有者に自主的な形で判断してくださいとお願いするのは、逆に酷なのではないか。

(農林水産省) 我々が求められているのは、家畜伝染病予防法の中で、家畜防疫員が殺処분을求められるようにするかどうかということで、家畜防疫員が殺処분을判断するのはあくまでも家畜へのリスクを考えてである。

それ以外の、例えば、外交上とか文化財保護の観点とか種の希少性といったところは、家畜伝染病予防法の範疇ではないところでの判断になるので、それを家畜防疫員に迫るといっても、この所管、責任の範疇を超える要請になってくるかと思う。それは、つかさつかさの法律がそれぞれあるので、そちらでの判断であってしかるべきだと思う。

(高橋構成員) 家畜にまん延するおそれがある場合には、殺処分という究極の判断ができるようにしてほしいという話である。家畜以外の飼養鳥の殺処分をしなければいけないかというぎりぎりの判断をするのを、法令上の根拠を与えてほしいという話ではないか。

所有者に自主的な判断を促すのではなくて、その判断はやはり行政がすべきではないか。

家畜防疫員に現行法上でそういう縛りがあるのは分かる。ただ、分権提案であるから、これは法令を変えれ

ばよい。そういう意味で、所有者に自主的な判断を委ねるのではなく、こういうリスクがあるのであれば、飼養鳥であっても処分できるという判断を行政が行える仕組みを作る必要があるのではないかと。

(農林水産省) 法律というのは実態に合わせて作るべきものと思っている。動物園の飼養環境として、家畜といかに交流があるかということは当然考慮されるべきものだと思っている。畜産の中でこういった強権的な措置を定めているのは、ほかの家畜へ伝播をするリスクがあるためである。

飼養鳥に関しては、通常、出荷や餌の搬入などにおいて畜産との交流はないので、そこでまん延するリスクを考えたときに、殺処分を要請しなければならないような状態というものはない。アンケートの中でも、過去に発生を経験した13県で殺処分を必要としている県は提案県以外にはない。実際に発生を経験したところであっても、法律上の根拠を必要としているとは回答しておらず、いわゆる立法事実がないと思っている。

(高橋構成員) アンケートではリスクがあると出ているのではないかと。将来的にリスクがあると認められているのではないかと。

(農林水産省) そのような回答はない。発生を経験していない県で5県が殺処分命令の根拠があつていいと答えているが、それ以外の47分の42は不要としているので、そういったマジョリティーの考え方も尊重すべきと思っている。

(高橋構成員) 過去に経験した都道府県では、殺処分まではする必要はないという回答であり、リスクもないということであるか。

(農林水産省) そういふことの裏返しだと思っている。提案県以外は、十分に現行の規定の中で対応可能という回答である。

提案県は何らかの追加的な措置が必要との回答であるが、それも指導で構わないという回答である。強制的な命令が必要か、指導でいいのかという聞き方をした上で、指導でいいという回答である。

(高橋構成員) 分かった。

(大橋部会長) 先ほど要請を通知で示すという話が出たが、これを更に方針の中に書き込むということは考えていないのか。

(農林水産省) 現時点で、どのような文書に示すかというところまでは検討していない。仮にその必要があるということであれば、家畜の防疫に関する専門家が集まって検討していただいた指針もあるので、そこに反映する必要があるかどうかということも含めて検討はしたいと思う。

(大橋部会長) 特定家畜伝染病防疫指針や動物園等における飼育鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応方針の中に明記していただければ、一層明確化すると思う。

(農林水産省) 特定家畜疾病防疫指針は、農水大臣が公表するものである。動物園等における飼育鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応方針は環境省の所管である。いずれにしても関係部局がしっかりと連携して、どのような形でどこに位置付けるのが一番いいのかということを決めて明示するというのが必要と考えている。

(大橋部会長) アンケート調査の結果、自主的なものに対する要請というものであっても、根拠を持ってやりたいという意見が出てきている。今までの防疫措置の体系とは異なるものが1つ入ることは確かであり、継続的な話でもあるので、指針の中に位置付けていただいたほうがよいと思う。

その上で、先ほどから話のある立法事実がこれから出てきたら、場合によっては殺処分ということを考える時期が来るのかもしれない。そういうことも見据えると、今回のステップは一つ大きな判断であり、指針に位置付けていただいたほうがよいのではないかと印象を持った。これから検討ということであるが、それはいかがか。

(農林水産省) 説明したとおり、環境省の指針や当省の指針がある。そのような中で、よく検討させていただき、また相談もさせていただき、いずれかの形で位置付けられるように検討を進めてまいりたいと考えている。

(大橋部会長) 防疫措置の要請は、天然記念物とか外交問題は関係ないと思うが、殺処分のところでそういう話が出てきて、何か大変だという話が出てきたけれども、それは考慮要素になるか。

(農林水産省) 殺処分を行う際に様々な部局との調整が必要というのは、これは同じ場面で生じることだと思う。家畜へまん延するかどうかというのと同時に、例えば、天然記念物に該当する場合は、県の教育部局と相談してくださいということも、併せてその通知の中には注意事項として書いたほうがいいのではないかと考えている。

(大橋部会長) 今回のアンケートで出てきた調整に時間を要するということは、これはこれで問題である。平時にある程度シミュレーションをして、そういうことが起きたら速やかに行えるようにしておかなければいけ

ない。調整が必要ないとは言っていないが、ここは時間を要するというのは前提にしないほうがいいのではないかという気がするがいかがか。

(農林水産省) 御指摘のとおりだと思う。鳥インフルエンザがこれだけ大規模に国内外で発生するというのは、近年の話である。実際、提案団体が非常に苦勞されたというのも、こういう状況になった初期であり、周辺状況も十分に分からない中で苦勞されたということは十分承知している。今後、調整に時間を要することが極力ないように、私どもとしても整理できるところは整理し、事前に都道府県にお知らせできるところはしっかりお知らせしてまいりたいと考えている。

(高橋構成員) 動物愛護の観点というのは一見してよく分からないけれども、動物愛護の観点というのは何を具体的に指しているのか。

(農林水産省) 鳥の中でも、言葉は悪いが、家畜は最終的には経済動物であり、命を私どもがいただくという前提になっているが、例えば自分で飼っている鳥、ペットみたいな世界で飼われているような鳥であれば、単純に命を経済行為に代えにくいという問題があって、そこは人それぞれの思いの違いがあるのだろうなということを書かせていただいている。

あとは、技術的にはどのような方法で殺処分をするにしても、方法論としてなるべく苦痛を与えない。それは家畜も同じであるが、そういった意味でも方法論として検討すべきところはあるという思いで書かせていただいている。

<通番 17：財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること（総務省、農林水産省）>

(大橋部会長) 政令改正を年度内に行っていただけということなので、このスケジュールに則って進めてほしい。

政令が改正された際には、実際に森林信託はいつから実施することができる見込みか。

(総務省) 新たにできるようにするという規定であり、政令の審査の際の議論次第だが、公布日施行にすることも考えられる。

(大橋部会長) 承知した。これは新しい仕組みなので、いろいろな地方公共団体がチャレンジしてほしいと思うが、制度開始に当たって、この施策を展開する際の周知方法は何かお考えか。

(農林水産省) 林野庁は、森林・林業政策を担うとともに、国有林を自ら管理・経営している立場なので、信託そのものというよりも、まさに信託しようとしている森林の資源の把握方法、採算性の判断、あるいは木材以外に収入を得る方法についての最近の状況について地方公共団体に助言して、その判断材料にさせていただく。仮に改正がなされて信託可能となった際には、技術的助言として林野庁から判断のポイントを周知していくこともあり得る。

(大橋部会長) 技術的助言として、今おっしゃったような森林に関係するいろいろな問題と併せる形で新たに周知することならば、新規にパンフレットを作ったり、地方公共団体の関係者を呼んで説明会を開いたりといった手法によって行うのか。

(農林水産省) そういったことは考えられる。

(大橋部会長) 是非周知もお願いできればと思う。留意事項について、信託に係るリスクはあることを地方公共団体へ伝えることは前回ヒアリングでも伺ったが、留意事項がそれだけなのか心配になった。ほかに専門的な観点から見て留意すべき事項や、好ましくない運用を抑止するための注意などはないのか。今日の御発言では、森林の経済的価値を踏まえて、木材需要もにらんで制度設計をしてほしいということくらいだった。まだ少し抽象的な印象はあるが、ここを具体化される予定はあるか。留意事項等はもう他にはないか。

(農林水産省) 森林は立地条件に応じて全く事情が異なるので、細部にわたる内容を統一的に示すというよりも、留意事項は一般的な内容になると思う。あとは、個別具体のケースに応じて助言していくことになると思う。

(大橋部会長) 承知した。提案に沿って御対応いただいたので、是非無事にスタートできるようにお願いする。

<通番 3：戸籍情報連携システムの利用対象事務及び利用対象者の拡大（総務省、法務省）>

(大橋部会長) 戸籍の問題についてはいろいろな論点があるので、順番に確認させていただく。戸籍情報が慎重な取り扱いを求められるものであることは承知しているところであるが、戸籍情報連携システムにおける広域交付という仕組みが始まったことで格段とシステムとしての地位を高めた一方で、地方公共団体における地方税事務においてアナログな事務が残っており、大変苦勞している。このような提案が出てきたのは、時代の流

れという気がしている。

法務省にはいろいろ考えていただき、戸籍情報連携システムの在り方や考え方と、こちらの需要をうまくマッチさせるような形で、資料46ページにある検討内容のイメージ図を見せていただいた。これは、都道府県からの公用請求が、市区町村の特定部署のところまで降りてくれば、その市区町村の特定部署から同じ市区町村の戸籍部署へ請求するという流れで、戸籍情報連携システムにつながることをイメージを表したものだと思う。問題は、都道府県が結局どこの市区町村と結びつくことで、広域交付の利益にあずかれるかということだと思う。今は都道府県が書面で本籍地のある市区町村に1件ずつ請求するやり方をしているが、それをオンライン化するというだけでも格段と進歩があるように思うが、それを一歩進めると、先ほどのイメージ図にあるように、お膝元というか同じ県の市区町村に依頼をして、そこが引き受けてくれれば、そこから一括して事務が流れていくことになるので、さらに制度として効率化が進む。ただし、法務省からも話があったように、市区町村は広域交付の仕組みが始まったばかりであり、慌ただしくしている状況の中で、また新しい仕事が降ってくることになるため、今は時期としては良くないのかもしれない。しかし、都道府県において事務負担が発生しているということが厳然としてあるわけで、これを何とかしなければならぬ。また、都道府県だけが事務負担を被っているわけではなく、都道府県からの公用請求は紙ベースで市区町村に対して行われており、市区町村においても汗をかいているということで、今は誰も幸せな状況にはなっていない。イメージ図のように、都道府県からお膝元の市区町村へ依頼されるというところだけを見ると、お膝元の市区町村だけが不幸を背負ったように見えるかもしれないが、全体として見ればはるかにスマートな仕組みであるので、こちらに移行していきたいと思っている。この場にいる方は、この問題の重要性も分かっているので、すぐに御理解いただけたと思うが、広域交付が始まったばかりで苦労している市区町村にこれを理解していただくのは、少し時間がかかると思っている。目標地点はある程度はつきりしてきているが、そこへ行くまでの手段について、あまり急すぎてもいけないし、法務省としても市区町村へ丁寧に説明していただくことが必要である。市区町村と都道府県に関わる話なので、場合によっては全国知事会や全国市長会、全国町村会からもきちんと話を通してもらうとか、いろいろな方面から理解を高めていくことが必要ではないかと考えている。

今私が申し上げたようなことだとすると、法務省で考えているアイデアは、都道府県が市区町村の広域交付の仕組みを利用して依頼するときに、本籍地の市区町村へ依頼をするのか、それとも地元の市区町村に依頼をするのか。後者の場合は、例えば東京都が自らの仕事を依頼するときに、一つの市区町村に依頼したら、その市区町村の負担が大きすぎるので、全く持続可能な仕組みにはならない。当然うまく配分することを前提としてやるのが一番良いやり方だと思うが、法務省としてはどのあたりを目指してこのイメージ図を作ったのか、検討の状況を教えていただきたい。

(法務省) 法務省が考えるスキームに関しては、改めて説明する必要がないうくらい大橋部会長に勘所を要約いただいたと思っている。本件は、請求された戸籍証明書を発行する側の市区町村の負担を考えなければならないところに大きな特徴がある。一方で都税を始めとする請求をする側の都道府県の利便性も考慮する必要があり、両方の調整がつくところが一番良い塩梅となるわけである。請求する側の事務の効率を突き詰めていくと、特定の市区町村に全てお願いすることが一番効率の良い方法だが、それは問題がある。請求先を1箇所にするのか複数にするのかは今後の調整と考えているが、ともに両立できる方法がないかを検討しているところである。どの市区町村に請求をしていくかということについては、請求を受ける市区町村の御理解の下で考えなければならないため、予断を持って申し上げることはできないところだが、その上で敢えて申し上げるとすれば、例えば都の行政事務と区の行政事務において近い関係の事務があるように認識している。そこでは、事務を担当する都の職員と区の職員の間で顔の見える関係が日ごろからあり、仕事そのものも関連しているのではないかと考えている。これを一つの手がかりとして、都から区へ何かを依頼をするような制度を考えたときに、上手く結びつけることができる部署があれば、複数箇所ないし仕事の流れやすい部署間のパイプができていくのではないかと考えている。請求する側もされる側も事務として耐えられるような運用ができないかを関係省庁とも相談をしていきたいと考えている。

(坂越室長) 丁寧に説明していただきありがとうございます。都道府県の公用請求事務の負担軽減については、戸籍情報連携システムが運用開始となり、いろいろな新しい仕組みが導入されたので、いくつか方法論があると思っている。いずれにしても自治体の理解を得ながら進めていかなければならない。そうなると、複数ある選択肢の中でも、スムーズに進めることができるものとそうではないものがある。そうではないものについては、自治体の理解が得られるようにする。大橋部会長が先ほど言ったように、理論的には全自治体が事務負担

軽減というメリットを受けることが可能であると考えているが、それには自治体の理解を得られるような方法や仕組みを提示していくことが必要となり、一朝一夕にはいかない。そうは言っても3年4年かけるわけにもいかないの、来年には解決できるようにしたいと思っている。

一方で、スムーズに進めることができるような方法、例えばパスワード方式といった新しい仕組みも今回導入されているが、それについてはほとんど反対される自治体もないのではないかと考えている。せっかく良い仕組みがあって、なおかつ東京都においては年間4万件という公用請求の大きな事務が発生しているので、スムーズに進められるものについては迅速に進めていただき、例えば年内に閣議決定される対応方針の中に前向きな方向性を記載することができればと考えている。このあたりのスケジュール感はいかがか。

(法務省) 御指摘ありがとうございます。今のお話の中で、スムーズにいかないものとして、都道府県による広域交付の公用請求を可能とする場合に、紙の公用請求をいかに効率化し、請求する側及びされる側の両方の事務負担を考えていくかという問題意識だと思っている。スムーズにいくものとしては、恐らく戸籍電子証明書のことを仰っていただいたと思うが、まさに戸籍電子証明書と申し上げており、IT機器を使っていくため、もちろん費用が掛かってくる。また、そういったもののシステム開発の部分についても工夫していかなければならない。特に、機械的にシステムを作るだけでなく、実際にオペレーションをする市区町村や都道府県といったユーザーインターフェースの部分もよく考えて作らなければならぬと考えており、戸籍電子証明書の活用については、検討するにふさわしい課題だと受け止めている一方で、そういった事情もあることから、スケジュールを具体的にこの場で申し上げることは難しいと思っている。今御指摘いただいたことを、まずはこの場で受け止めさせていただきたいと考えている。

(坂越室長) これは分権の新しい形だと思うが、課題の解決には自治体側も汗をかく必要がある。多くの自治体が集中してサーバーにアクセスすることでサーバーがパンクしてしまうのであれば、集中してアクセスしない方法を探ることや、特定のところに事務が集中しないような分散化の方法を探ることなど、自治体側の運用次第ではうまくいくような部分もあると思う。自治体と協議しながら進めていくというのは、分権の新しい形だと思うが、このような考え方もあると思っており、我々もしっかり自治体側と調整をしていきたいと思っている。法務省とも話し合いを進めていきたい。

(法務省) ありがとうございます。最終的には戸籍事務担当者の皆様の御協力と御理解によって戸籍の信頼性、安全性が保たれている。自治体の意向も伺いつつ、また理解を得ながら進めていきたいと考えている。

(大橋部会長) いろいろ御検討いただいたおかげで、ある程度向かうべき目標や着地点が共有できてきたと思っている。あとはそこに向かって、都道府県や市区町村の理解を得られるような道筋をどのように立てていくかということであるが、一方でこの提案募集方式は年内に一定の成果を記載するということが求められる。そのため、将来的な方針をお示しいただくことと、短期的にはこのようなことができるということの2点を記載していくことになるかと思うが、その部分は事務局と調整していただきたい。現時点では、記載内容やスケジュール感を申し上げられないということであったが、事務局も自治体側と調整するというを同時に進めていく。今後の見通しは共有できたと思っているので、御協力をお願いしたい。

(法務省) くれぐれも自治体の皆様に誤解のないように、また事務局にも御支援をいただきつつ、関係省庁とも協議しつつ、建設的に物事を運んでいきたいと考えている。

(大橋部会長) ありがとうございます。次の話題だが、資料48ページにある2次回答の概要の2行目に「簡易的な請求方法」という非常に魅力的な言葉がある。具体的なことは書かれていないが、私が推測するに、住民基本台帳事務において戸籍情報が必要な場合に、現状では1件1件公用請求の書類を作り、戸籍担当者が確認し、戸籍情報連携システムから必要な戸籍証明書を打ち出して発行するというやり方なので、1件1件書類を作ったり、戸籍事務担当者が確認するといった工程をもっとスマートに行うといった方向を目指すということではないかと考えている。今言える範囲で構わないが、この具体的な内容を紹介していただきたい。

(法務省) もとものの事務が異なるため、直接戸籍情報連携システムを参照していただくという仕組みではなく、基本的には別事務として公用請求をしていただいている。一方で、市区町村の総合窓口では、住民票の窓口の担当者で戸籍の窓口の担当者の課長が同じであることもあり、よく接続する課になっているため、公用請求時に、割愛できる部分をなるべく割愛して、簡易に公用請求できる仕組みを考えている。

(大橋部会長) 何かモデルを構想していたり、ヒアリングを行ったりしているか。

(法務省) 今考えているのは、アナログチックなものではあるが、紙でこの情報が欲しいというときに、それに対してこの情報を返しますというような、チャトル方式でやりとりすることを想定している。基本はなるべく

負担がかからないような形で担当者が情報のやりとりができるようになることを念頭に置いている。具体的な方法については、関係省庁と調整したいと考えている。

(大橋部会長) 是非この部分を具体化してもらえると、提案した団体も安心する。事務局とも調整していただき、なるべくリアリティのある形で対応方針には記載していただきたい。

総務省御担当部分は旧氏の対応をいただけるということなので、特段私から質問はないが、他の先生方からはよろしいか。それでは、この案件は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

<通番6：景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること（国土交通省）>

(大橋部会長) 法令の体系を前提に御検討いただいたということで、確かに条例に基づく景観審議会と、法令に基づく都市計画審議会について、法令を正確に読み比べれば、今御説明いただいたような形になると思う。

一番関心があるのは最後におっしゃった点であるが、法律に書いてあるのは、都市計画審議会の意見を聴かなければいけないという言い方をしているので、意見の聴き方というのはどういうものなのかということについては、先ほどの御説明でいうと、せっかくこういう多元的な審議会を選んだので、そのような審議会の特色を殺さないような形で、きちっと意見を聴いていただきたいという趣旨だと思うので、その実を取るというか、その意見を聴いたというのが、どういう場合であれば意見を聴いたとみなし得るのかということである。

現状は、全員が集まって対面で議論するようなことをモデルとして想定しているようなので、年に1回開催とか、負担が大変だという話がいろいろ出てきている。それをもう少し簡便な形での意見の聴き方や開催の方法もありだということをお示しいただくと、別に審議会は飛ばしていないけれども、きちっと手続を踏んだということになると思う。

今、お出しになった書面での開催というのがありますが、今は国の審議会でも書面開催だけではなくて、メールでのやり取りをして開催というものもあるので、メールでの開催のようなものはさらに柔軟なやり方として、35人とかそういう人数が集まるといってはなかなか大変であるし、書面よりはメールにて、そういうことも可能なのか。

また、前回申したが、審議会でこの方という受命の手続を取ってもらった形で、この方が審議会の意見を受けて発言をしたらそれが審議会の意見だということとか、いくつかアイデアはありそうなので、このようなものを認めていただくということをしていただくと、提案団体が言っている事務負担の解消と、そちらがおっしゃっている法体系の中での審議会の意見を聴くところを尊重することが両立できるのかなという形で聞いていた。そこら辺の手続の緩和というか、工夫というか、柔軟化は了解ということではよろしいか。

(国土交通省) そもそも、政令で主に構成員は何人とか、そういう基準は定めてあるが、実際に例えば書面開催やメールということは一切何も政令で書いていないので、そこは各自治体が条例で御判断いただいて、一番実態面で支障がないというか、地域住民の権利義務に支障を及ぼすようなものであれば、やはり慎重な配慮は必要だと思うので、基本的にそういうものなのでしっかりと手続が必要であるが、その中でこういった手続が一番その地域の実情に合っているかというのは決めていただければ構わない。

(大橋部会長) そこをお聞きしたかったのであるが、前にこの提案募集で出た案件で、所管省庁は違うのであるが、厚生労働省関係のもので、審議会の意見を聴かなければいけないものについて、その審議会は医者がたくさんいるようなもので、それはいくら定型なものであっても飛ばすことはできないだろうというときに、審議会の意見の聴き方を工夫するというのは他でもやったことがある。そのときに、意見の言い方を決めるのが誰かというときに、審議会で議論いただいて、審議会が決めた方式で意見を言ってもらう。要するに、審議会が委託されているわけであるから、審議会の意図で決めるということで処理した。

意見集約の方法は必ずしも条例でないといけないということはあるのか。それは、一番フォーマルで、一番はっきりして、かっちりしていると思うが、審議会ということなので自治に任されているのだとすれば、そこがちゃんとしたフォーマルな会で決定して、うちはこういう形での意見の言い方をしますということをして決めていただく、その運用ルールで決めていただくという方法も審議会の尊重しているという気はしたのであるが、これはどこかに抵触するのか。

(国土交通省) 現行では条例で定めると書いてあるので、正確に言うと、都市計画審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、政令で定める基準に従い、条例で定めると書いてある。

ただ、条例の中でどう書くかというのはあくまでも自治体の判断になろうかなと思う。条例の中で一定のものについては、それぞれ審議会の中で判断して、より簡素な手続を行うということも、条例からさらに審議会

での内規に委任するとか、実際にどういうのが出ているかは分からないが、それは可能ではないか。

(高橋構成員) 政令で基本的な事項を定めていて、それに従って条例を定めるということだけなので、国の関心事項は政令に定めたことだけだと思う。そうすると、条例で書面という形式をつくらなければいけないのかというと、そこはもう自治体の判断に本来委ねている話なので、条例で必ず書面だということを書き込まないと書面審議ができないという話ではないと思う。そういうことは考えられないか。

必ず書面をする場合には、条例に書面でできると書きなさいということのほどでもないように思う。

(国土交通省) そこまで詳細に検討してなかった。

(高橋構成員) そこは検討していただきたい。

(坂越室長) 法律の中で都市計画審議会の意見を聴かなければならないと書いてあるので、これに抵触しないかと自治体のマインド的には思うので、自治体が都市計画審議会の運営方法を条例で定めることはできると思うのであるが、そうやって景観の変更に関しては書面でやるところまで条例で定めたところで、法律上抵触していないかが気になってやらないところが多いのではないか。だから、それは可能だということを書いてもらわないと、自治体は不安があると思う。

(国土交通省) そこは、どういう形で自治体の皆様に御連絡であるとか、我々の考え方を伝えるかということについては、いろいろなやり方があるかと思うので、それも含めて検討したいと思う。

(大橋部会長) かなり意見は一致というか、おっしゃることも分かって、法律の建付ということもあるので、そんな軽々に審議会飛ばしみたいなことはできないというのは重々承知の上で、その上で、意見の聴き方ということについての幅があるので、そのところを聴くやり方について、具体的に書面やメールという簡便な方法はあって、これを採択する場合に、審議会が決めるとか自治体ができるというようなことで解釈できるのか、やはりこれは条例事項ですと整理するのかということくらいかと、今お話を聞いていて思った。そのところだけ調整していただいて、できればここを柔軟な形でできれば、実を取る形で審議会の意向が景観計画にも反映されるし、今の時代は便利な電子ツールもあるので、是非そのような形のものを入れていただければと思う。

よろしいか。

(国土交通省) 自治体の皆さんの御負担になっているとしたら、それは本意ではないので、そこはどうやったら自治体の現場で仕事がしやすくなるかということも踏まえて考えたいと思う。

(大橋部会長) 先ほどおっしゃった条文とかがあると、自治体はやはり身構えて、やっていいのかどうかと違って、結局やらずにすごく重い負担を被っていると思うので、そこを主務官庁のほうから一つガイドラインなど方向性を出していただければ、すごく流れると思う。実質、意見を聴くので、それによって国民の権利義務をないがしろにするという要素は全然出てこないし、手続の瑕疵という話にもならないと思うので、是非最後に1個残ったが、調整をいただきたいと思う。

(国土交通省) どういったやり方がいいのか、しっかり検討したいと思う。

(大橋部会長) 是非よろしく願いたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)